

単独決定原理と共同決定原理について

ゲーテンベルクの所論を中心として——

平 田 光 弘

I 序

西独の著名な経営学者エーリッヒ・ゲーテンベルクの代表作《経営経済学原理・第1巻・生産論》¹⁾が、今日すでに多くの研究者によって究明されてきていることは、われわれのあまねく知るところである。ところが本書において、体制無関連の事実 *system-indifferente Tatbestände* との対比において展開される体制関連の事実 *systembezogene Tatbestände* のうち、単独決定原理 *das Prinzip der Alleinbestimmung* と共同決定原理 *das Prinzip der Mitbestimmung* とが果して体制関連の事実たりうるかどうかに関しては、必ずしも立入った究明がなされてきていないように思われる。そこでわれわれは、この問題を本稿において取上げることとしたい。だがわれわれは、この問題の究明に先立って、ゲーテンベルクが市場経済体制と計画経済体制とをいかに理解し、さらにこれとの関連において体制無関連の事実と体制関連の事実とをいかに理解しているかに関して、一べつしておかなければならない。そこでまずわれわれは、前者の問題から考察をすすめた。

- 1) Gutenberg, E.; *Grundlagen der Betriebswirtschaftslehre*, Band 1: Die Produktion, 4 Aufl., 1958.

II 市場経済体制と計画経済体制

まず市場経済体制は、ゲーテンベルクにおいて、自由主義体制とも、資本主義体制とも称せられる。か

れはこうした体制のもとで、個人主義をその精神的基礎とし、生産手段の私的所有をその社会的基礎とする体制を理解する。これにたいし計画経済体制は、ゲーテンベルクにおいて、中央管理経済体制とも、全体主義体制とも称せられる。かれはこうした体制のもとで、集産主義をその精神的基礎とし、生産手段の共同所有をその社会的基礎とする体制を理解する。

ところですべての経済体制の中心問題をなすものは、いかにして生産と需要との調和をはかるかにある。そこでゲーテンベルクは、この問題との関連において、市場経済体制と計画経済体制との特徴を明らかにする。まず市場経済体制のもとでは、生産と需要との調和は価格機構の自由活動に委ねられている。これに対し、計画経済体制のもとでは、生産と需要との調和は、価格機構にではなくして、中央権能地位に委ねられている。

以上のことからわれわれは、ゲーテンベルクが市場経済体制において、個人主義・生産手段の私的所有を精神的・社会的基礎とし、価格機構の自由活動を介して生産と需要との調和がはかられる体制を理解し、これに対して、計画経済体制において集産主義・生産手段の共同所有を精神的・社会的基礎とし、中央権能地位のもとで生産と需要との調和がはかられる体制を理解することを、ここに知るのである。

ところがこれらの経済体制に関するゲーテンベルクの論述は、必ずしも一義性をもつものではないことが注意されねばならない。まず市場経済体制のもとでは、生産と需要との調和が価格機構の自由活動

に委ねられている点になんらの相異はないとしても、個人主義・生産手段の私的所有のみを精神的・社会的基礎とするものと、集産主義・生産手段の共同所有がより少ない割合でこの体制に存するものとのふたつが理解されている。われわれはこれらを全体的市場経済体制、および、部分的市場経済体制と名付けることとしたい。これに対して、計画経済体制のもとでは、生産と需要との調和が中央権能地位に委ねられている点になんらの相異はないとしても、集産主義・生産手段の共同所有のみを精神的・社会的基礎とするものと、個人主義・生産手段の私的所有がより少ない割合でこの体制に存するものとのふたつが理解されている。われわれはこれらを全体的計画経済体制、および、部分的計画経済体制と名づけることとしたい。

それではこうした意味で理解される市場経済体制ならびに計画経済体制との関連において、グーテンベルクは体制無関連の事実ならびに体制関連の事実をどのように理解するのであろうか。われわれはつぎにこの問題を取上げなければならない。¹⁾

- 1) 以上の論述に関しては次の個所を参照のこと。
Gutenberg, E.; a.a.O., SS. 342~348.

Ⅲ 体制無関連の事実と体制関連の事実

グーテンベルクは、体制無関連の事実と体制関連の事実の究明を、市場経済体制下の経営ならびに計画経済体制下の経営を特徴づける指標が何であるかの究明にもとめている。それではこうした指標の究明は、いかにして可能となるのであろうか。グーテンベルクは、これを、市場経済体制下の経営と計画経済体制下の経営との比較において可能とする。けだしこうした比較を介して、経済体制の如何をとわず存在する経営的事実が何であり、そして経済体制の如何に左右される経営的事実が何であるかの究明が可能となるからである。ところでここに経済体制の如何をとわず存在する経営的事実とは、経済体制

の精神的・社会的基礎に依存しない経営的事実をいい、これに対して、経済体制の如何に左右される経営的事実とは、経済体制の精神的・社会的基礎に依存する経営的事実をいう。すでにみたように、市場経済体制の精神的基礎をなすものは個人主義であり、その社会的基礎をなすものは生産手段の私的所有である。これに対して、計画経済体制の精神的基礎をなすものは集産主義であり、その社会的基礎をなすものは生産手段の共同所有である。グーテンベルクは、こうした経済体制の精神的・社会的基礎に依存しない経営的事実を、体制無関連の事実と称し、これに対して、こうした経済体制の精神的・社会的基礎に依存する経営的事実を、体制関連の事実と称する。われわれはさきにグーテンベルクは市場経済体制下の経営と計画経済体制下の経営との比較において、これらの経営を特徴づける指標が何であるかの究明に入ることに關説したのであるが、ここにいう体制無関連の事実ならびに体制関連の事実が、かれのもとめる指標にほかならないことはおのずと明らかであろう。それでは体制無関連の事実と体制関連の事実とのふたつよりなると解される指標において、グーテンベルクはいかなる指標を理解するのであろうか。

まず体制無関連の事実として、かれは生産諸要素の体系 *das System der produktiven Faktoren*, 経済性原理 *das Prinzip der Wirtschaftlichkeit*, および、財務的均衡の原理 *das Prinzip des finanziellen Gleichgewichtes* をあげる。これに対して、かれは体制関連の事実を市場経済体制関連の事実と計画経済体制関連の事実とに2分し、前者に属するものとして営利経済の原理 *das erwerbswirtschaftliche Prinzip*, 自律原理 *das Autonomieprinzip*, および、単独決定原理をあげ、そして後者に属するものとして計画規定的給付生産原理 *das Prinzip planbestimmter Leistungserstellung*, 機関原理 *das Organprinzip*, および、共同決定原理をあげる。さらにこれらのいずれにも属せしめえない体制関連の事

実として、かれは適正原理 *das Angemessenheitsprinzip* をあげる。

ところがこれらの指標のうち、財務的均衡の原理、単独決定原理、共同決定原理、および、適正原理がはたしてグーテンベルクの意味する体制無関連の事実、体制関連の事実たりうるかどうかがあらためて問われなければならない。だがここでは、すでに一言したように、単独決定原理と共同決定原理とのふたつの指標のみに関して考察をすすめることとした。1)

- 1) 以上の論述に関しては次の個所を参照のこと。
Gutenberg, E.; a.a.O., S.340 ff.

Ⅳ 単独決定原理と共同決定原理

さてグーテンベルクは、単独決定原理と共同決定原理とにおいて、何を理解するのであろうか。かれはこれらの原理を究明するにあたって、《すべての経営においては、労働と資本というふたつの生産要素が相互に結合している》点に着目する。そしてこうした事態を、彼は経営意志形成の担い手 *die Träger betrieblicher Willensbildung*、すなわち経営的給付生産に関する諸決定をなす者がだれであるかに関連づけて、それらの原理の究明に入る。ところがグーテンベルクは、市場経済体制下の経営と計画経済体制下の経営との比較において、それらの原理を明らかにするのではなくして、いつのまにかわれわれが名づけた全体的市場経済体制下の経営と部分的市場経済体制下の経営との比較において、それらの原理を明らかにせんとするにいたっている。このことは注意されなければならない。けだし単独決定原理と共同決定原理とに関するグーテンベルクの理解は、後に明らかとなるように、こうしたかれの比較の誤謬を介してきわめてわれわれの理解を苦しませることとなるからである。それがなぜであるかはしばらく問わないでおきたい。

さて市場経済体制下の経営において経営意志形成

のにない手をなすものは誰であらうか。グーテンベルクによれば、それは資本を掌握する資本所有者(かれはこれを企業者とも私人とも称している)であるか、この資本所有者と業務指導者(かれはこれを企業家的人格者とも指導職分担当者とも称している)の2者であるかのいずれかである。市場経済体制下の経営においては、《これ以外に経営意志形成の中心は存しない》。したがってそこでは《労働という生産要素は、なんら経営を代表する資格をもちえない》。グーテンベルクは資本所有者または資本所有者と業務指導者がこのように経営意志形成に関する単独決定権 *das Alleinbestimmungsrecht* を掌握することを、単独決定原理のもとで理解する。

これにたいして、グーテンベルクは、共同決定原理のもとで何を理解するのであろうか。われわれはこれに関するグーテンベルクの論述のうちに、共同決定原理が少くともふたつの意味内容をもつものとして理解されているのをここに指摘することができる。まず第1の意味の共同決定原理は、経営的給付生産に関する諸決定をなすにあたって、資本所有者または資本所有者と業務指導者が、経営従業員にもその諸決定に参加させることを認めることを意味する原理として理解される。換言すれば、それは労働という生産要素としての経営従業員に共同決定権 *das Mitbestimmungsrecht* を認めることを意味する原理として理解される。

それでは第1の意味の共同決定原理は、いかなる経済体制下の経営を特徴づける指標として理解されるのであろうか。けだしグーテンベルクは、こうした第1の意味の共同決定原理を、個人主義的思想が集産主義的思想によって次第にいろどられはじめる体制のもとで理解する。ところがわれわれは、こうした体制を、市場経済体制のうち、われわれが名づけた部分的市場経済体制以外にもとめることはできない。けだし第1の意味で理解される共同決定原理は、いまだ経営従業員が資本所有者または資本所有者と

業務指導者にとってかわって、経営意志形成の担い手として作用するにいたるものとして理解されていないからである。このことから看取されるように、第1の意味の共同決定原理は、計画経済体制下の経営を特徴づける指標としてではなくして、部分的市場経済体制下の経営を特徴づける指標として理解されているのである。

つぎに第2の意味の共同決定原理は、グーテンベルクにおいて如何に理解されているのであろうか。グーテンベルクは、第2の意味の共同決定原理が特徴的な経営の例として、ヘッセン社会共同体案、共同経済的企業に関するベルリン提案、北ライン・ウェストファーレンの石炭鉱業社会化に関するドイツ社会民主党案をあげる。ところで、これらの事例に共通する特徴は、《これらの委員会（前2者については管理協議会、後者については石炭協議会）には官庁代表者がかけていることである》。これは《社会化された経営 die sozialisierten Betriebe を官庁の地位の作用力からできるだけ解放し、過度の官僚化の危険をさけようとする傾向》を示す点にある。われわれはグーテンベルクが列挙したこれらの事例のうちに、第2の意味の共同決定原理が、第1の意味の共同決定原理とおなじく、部分的市場経済体制下の経営を特徴づける指標をなすものとして理解されているのを、ここに看取することができる。ただし官庁の地位の作用力を排除する傾向は、計画経済体制下の経営においてはついに見出しえないものと解されるからである。こうしてわれわれは、第2の意味の共同決定原理もまた、計画経済体制下の経営を特徴づける指標としては決して理解されていないことを、ここに確認することができるのである。

それでは第2の意味の共同決定原理において、グーテンベルクはなにを理解するのであろうか。すでにわれわれはこの指標が部分的市場経済体制下の経営を特徴づける指標にはかならないことに関説したのであるが、ここで理解される経営は、第1の意味の

共同決定原理のもとで理解される経営とはことなるものであることが、注意されねばならない。けだし後者においては資本所有者または資本所有者と業務指導者が実権をにぎる経営が理解されているのに対し、前者においては社会化された経営が理解されているからである。換言すれば、後者においては私的所有者がその所有者をなすのに対して、前者においては共同所有者がその所有者をなす。さて社会化された経営の所有者たる共同所有者は、業務指導者や経営従業員のほかに、公共利益の代表者にも経営的給付生産に関する諸決定に参与する権利、すなわち共同決定権を承認する。これをグーテンベルクは、第2の意味の共同決定原理のもとで理解する。第1の意味の共同決定原理と第2の意味の共同決定原理との相異は、前者には公共利益の代表者がふくまれているのに対して、後者にはそれがふくまれている点、すなわち《共同決定権を託された者の範囲》にあるだけである。

ところでわれわれは、さきに、共同決定原理はグーテンベルクにおいて少くともふたつの意味内容をもつものとして理解されていることを指摘した。それでは第3の意味をもつ共同決定原理を、グーテンベルクは果して理解しているのであろうか。われわれはこのことに関して、遺憾ながら、共同決定原理に関するグーテンベルクの論述のうちには、第1の意味のそれと第2の意味のそれのみを見出しうるにすぎず、第3の意味のそれは彼の論述のうちに見出しえないのである。ところがかれは別の個所で、営利経済的原理、自律原理、単独決定原理に対立するものとして、計画規定的給付生産原理、機関原理、共同決定原理をあげているのである。このことをわれわれはいかに解すべきであろうか。けだしここに計画規定的給付生産原理、機関原理とならんで列挙された共同決定原理は、これまでふれてきた第1、第2の意味のそれとはおのずとことなる意味内容をもつべきはすのものだからである。ところがそれに

もかかわらず、かれの論述のうちには、第1、第2の意味の共同決定原理とはおのずとことなるべきはずの第3の意味のそれを、われわれはついに見出しえないのである。

それではわれわれはただちに第3の意味の共同決定原理をかれはなんら考えてはいないと断じてよいであろうか。それともそれはかれの論述のうちに存するものと解すべきであろうか。このことに関して、われわれは単独決定原理に関するかれの論述をここに想起すべきであろう。グーテンベルクは、すでに一言したように、すべての経営が労働と資本というふたつの生産要素の結合よりなることを出発点とした。かれの論述にしたがえば単独決定原理は資本という生産要素のみがもちうるものである。しかもこの単独決定原理が特徴的な経営は、全体的市場経済体制下の経営のほかにもとめることはできない。これに対し、第1の意味の共同決定原理は、労働という生産要素としての経営従業員に共同決定権を与えることを意味した。しかもこの第1の意味の共同決定原理が特徴的な経営は、すでにふれたように、部分的市場経済体制下の経営であった。そしてこの考えはさらに第2の意味の共同決定原理において拡張され、経営従業員のほかに、公共利益の代表者にも共同決定権を認めることを意味する原理として理解されるにいたった。そしてさらにこの考え方は、中央権能地位にも共同決定権を承認する原理として、第3の意味の共同決定原理を、不鮮明ながらも、グーテンベルクみずからのうちに想起せしめるにいたったものと解される。

それではグーテンベルクみずからのうちに見出されるこうした混乱は、そもそもなにに基因するのであるか。われわれはこれを、グーテンベルクがすべての経営は労働と資本というふたつの生産要素よりなるとしたことのうちに求めたい。そしてこのことが、市場経済体制下の経営と計画経済体制下の経営との比較において、それらの経営を特徴づける指標

を究明することにかえて、いつのまにか、全体的市場経済体制下の経営と部分的市場経済体制下の経営との比較において、それらの経営を特徴づける指標を究明することにいたったものと解したい。

こうした理由から、われわれは、グーテンベルクが体制関連の事実としてあげた単独決定原理と共同決定原理とは、体制関連の事実をなすものではなくして、かえって市場経済体制に関して理解される全体的市場経済体制と部分的市場経済体制とを識別する指標をなすものであることを、ここに指摘せざるをえないのである。

さてすでにたびたび触れたように、グーテンベルクは、単独決定原理と共同決定原理の究明を、経営意志形成のにない手との関連においてなしてきたのであるが、こうしたグーテンベルクの理解にしたがえば、計画経済体制下の経営を特徴づける指標は、単独決定原理のほかにもとめえないであろう。ただし計画経済体制のもとでは、全体的経済計画の決定をなすものは、中央権能地位にほかならない。そしてそこで決定された全体的経済計画は、個々の経営の与件となるからである。こうした事態の発現が、ますますグーテンベルクの予期せざるところであり、しかも単独決定原理それ自体を、体制関連の事実たらしめるどころか、逆に体制無関連の事実たらしめるにいたる傾向をもつことは、もはや多言を要しないであろう。

それではこれらふたつの原理は体制関連の事実たりえないものとして、捨象し去ってよいであろうか。われわれはこれらの原理を捨象するどころか、かえって市場経済体制下の経営を特徴づける原理の一つとして温存することを提唱したい。ただしこれらの原理はやがて経営類型の形成に関して極めて有効な指標をなすにいたるからである。それが何故であるかは、ここでは立入らないでおきたい。¹⁾

1) 以上の論述に関しては次の個所を参照のこと
Gutenberg, E.; a.a.O., SS.391~395.